

小児慢性疾患医療費助成 (小慢) と 障 心身障害者医療費助成・親ひとり親家庭等医療費助成との併用における取扱いの変更について

受診ごとの一部負担金算定方法

【 改 正 後 】 平成 27 年 1 月診療分から					【 改 正 前 】 平成 26 年 12 月診療分まで				
<ul style="list-style-type: none"> 小慢(法別番号52)は、2割自己負担で、自己負担上限額管理票により患者ごとに(受診した全医療機関・薬局等合計で)自己負担上限額まで徴収する。 小慢とマル障(課税)(法別番号80)又はマル親(課税)(法別番号81)併用の場合、マル障・マル親は、小慢の一部負担金が発生した場合に限り、1割の自己負担額を徴収する。ただし、その額は、当該受診ごとの小慢の一部負担金までとする。 <p>⇒小慢の改正前後で自己負担上限額の変更が比較的少ない例で示す。 (例) 未就学児 (医療保険 2割負担)、小慢自己負担上限額 5,000 円 (一般所得Ⅱ経過措置)</p>					<ul style="list-style-type: none"> 小慢(法別番号52)は、医療機関ごと月ごと入院・外来ごと(レセプトごと)に自己負担上限額まで徴収する(保険調剤、訪問看護ステーションによる訪問看護は自己負担なし)。 小慢とマル障(課税)(法別番号80)又はマル親(課税)(法別番号81)併用の場合、マル障・マル親は、受診の都度(小慢の一部負担金が発生しない場合も含めて)、1割の自己負担額を徴収する。ただし、その額は、当該月の累計で小慢の自己負担上限額までとする。 <p>⇒小慢の改正前後で自己負担上限額の変更が比較的少ない例で示す。 (例) 未就学児 (医療保険 2割負担)、小慢自己負担上限額 5,750 円 (G階層)</p>				
診療	点数 (保険/52/80又は81)	第1公費 (52) 一部負担金	第2公費 (80又は81) 一部負担金	(80又は81) 一部負担金算定方法	診療	点数 (保険/52/80又は81)	第1公費 (52) 一部負担金	第2公費 (80又は81) 一部負担金	(80又は81) 一部負担金算定方法
1日目	2,200点	4,400円	2,200円	点数の1割	1日目	2,200点	4,400円	2,200円	点数の1割
2日目	1,000点	600円	600円	点数の1割のうち小慢負担額まで	2日目	1,000点	1,350円	1,000円	点数の1割
3日目	2,000点	0円	0円		3日目	2,000点	0円	2,000円	点数の1割 (小慢上限額まで達していないため)
4日目	6,000点	0円	0円		4日目	6,000点	0円	550円	点数の1割のうち、 小慢上限額 5,750円までの残額
合計	11,200点	①5,000円	②2,800円		合計	11,200点	①5,750円	②5,750円	
<p>マル障・マル親助成 = ①5,000円 - ②2,800円 = 2,200円(自己負担額 2,800円)</p>					<p>マル障・マル親助成 = ①5,750円 - ②5,750円 = 0円(自己負担額 5,750円)</p>				
<p>※小慢は複数の医療機関・薬局等合計で上限額を徴収するため、一つの医療機関等ではマル障・マル親は小慢上限まで累計で徴収する会計処理ができない。 ⇒マル障・マル親は、受診の都度、徴収額・助成額を確定させる方法に変更する。 (現行の「B型・C型ウイルス肝炎治療」(法別番号38)と同様の方法)</p>					<p>※小慢は医療機関ごとに上限額を徴収するため、マル障・マル親は小慢上限まで累計で徴収する会計処理ができる。 ⇒マル障・マル親は、累計で1割かつ小慢上限まで徴収する。</p>				
<p>自己負担上限額管理票には小慢(52)の一部負担額を記載してください。 実際の窓口での自己負担額(マル障・マル親の一部負担額)ではありません。</p>									

難病医療費助成(法別番号54・83)との併用の場合も同様の取扱いとなります。